

**憲法** (配点 60 点)

以下の設例を読み、後記の各設問に答えなさい。

**【設例】**

各市町村が実施する国民健康保険事業に必要な経費については、「地方税法」に基づく国民健康保険税により賦課徴収する方法と、「国民健康保険法」に基づく国民健康保険料として賦課徴収する方式があり、Y市では、後者の国民健康保険料方式をとることを採用し、国民健康保険法 81 条に基づき、「Y市国民健康保険条例」(以下「本件条例」という。)を制定した。なお、保険料方式であっても、国民健康保険は強制加入であるため、保険料は強制徴収される。

ところで、本件条例では、各住民らが納付すべき保険料の決定にあたって重要な基準となる「保険料率」が定額・定率で定められておらず、Y市長が定める「告示」に委任されており、しかも、保険料率決定の前提となる経費等の算定基準・方法などの重要部分が、Y市長の政策的・裁量的判断に委ねられていた。

なお、国民健康保険事業に関する予算及び決算は、毎会計年度ごとにY市議会において審議・議決されていた。

(参照条文)

○ 国民健康保険法

第 8 1 条 この章〔第五章 費用の負担〕に規定するもののほか、賦課額、料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例……で定める。

○ 地方税法

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

**【設問 1】** (配点 15 点)

租税法律主義 (憲法 84 条) の意義について述べなさい。

**【設問 2】** (配点 15 点)

地方公共団体は、条例によって課税 (地方税) を賦課徴収することができるが、その憲法上の根拠を明らかにして、説明しなさい。

**【設問 3】** (配点 15 点)

Y 市条例によって賦課徴収される「健康保険料」は、「租税」に該当するかを検討したうえで、本件条例に租税法律主義が適用されるか述べなさい。

**【設問 4】** (配点 15 点)

住民らが納付すべき保険料の決定にあたって重要な基準となる「保険料率」の決定が、Y 市長の告示に委任されていることは、租税法律主義の制度・趣旨に反するといえるか述べなさい。